

令和6年度川崎市再犯防止推進会議 会議録（要旨）

■懇談会名称

令和6年度川崎市再犯防止推進会議

■開催日時

令和7年1月9日（木） 午後2時00分から午後3時10分まで

■開催場所

川崎市役所本庁舎303会議室（オンライン併用）

■出席者

（委員・オンライン）

安藤 久美子、熊澤 貴士、及位 鋭門

（委員・会場）

野口 沙里、大園 雄介、中原 康子、大津留 寿弥、鍛冶 龍男、土野 有子、
菱沼 正文、松世 三重子、邊見 洋之、竹内 政昭、田村 智、野口 泰正、
岡崎 重人、皆川 智之、田中 文

（事務局）

健康福祉局地域包括ケア推進室 菅野智宏、清水奨、野本真由美、松井豊太、河津由香
（傍聴者）0人

会議経過

1 開会

2 あいさつ

地域包括ケア推進室 菅野室長からあいさつ

3 議題

（1）第2期川崎市再犯防止推進計画に関するパブリックコメントの実施状況について
（公開）

事務局から資料に沿って説明。特段意見・質問なし。

（2）第2期川崎市再犯防止推進計画（案）等について（公開）

事務局から資料に沿って説明。以下のとおり、出席委員から補足説明あり。

- （熊澤委員）〔資料2 ●その他 No. 5〕不起訴の背景としては、送検件数で多くを占める過失運転致傷事件や窃盗事件では、被害が比較的軽微である、被害者との間で示談が成立した、被疑者に前科がないなどのケースがあることを挙げ得る。

以下のとおり、出席委員から質問・意見あり。

- （中原委員）再犯計画（案）P35 の中段見出し「拘留中」の漢字は「勾留」の誤り。

「資料 2 ●その他 No3」について。居住支援制度では、「保護観察対象者」という項目があったように思う

→（事務局）居住支援法人には「保護観察対象者」の項目がある。今回記載したのは、川崎市の制度である「居住支援制度」であり、こちらには「保護観察対象者」の項目はない。

- （鍛冶委員）P15 の非行少年の図について。矢印は未満で線は以下だと思うが、そうすると触法少年も矢印がいいのではないか。児相との連絡調整会については、計画に記載の連絡会であることを認識していなかったため確認したいと思う。
- （中原委員）P52 の図表「・被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入について」の前に「刑の執行段階等における」を入れた方が良いのではないか。
- （大津留委員）刑務所と少年院の両方で新たに始まるものであることが分かるよう書き方を工夫する必要がある。
→（事務局）確認し修正する。

「資料 2 ●事務局からの確認事項」について出席委員から以下のとおりご意見いただいた。

「No1 女性出所者の方特有の課題について」

- （大津留委員）摂食障害の問題が多い。覚醒剤は、寂しさやパートナーの男性から巻き込まれての使用が多い。児童虐待の問題も特徴として挙げられる。連れ子で男性パートナーからの虐待やDVがあり、母親である女性も虐待をしてしまう等の巻き込まれパターンが多い。
- （中原委員）社会復帰をしていく中では、男性よりも女性の方が加害者ではあるが被害者にもなってしまうことが多いと感じる。覚醒剤の使用も巻き込まれての使用が多い。福祉関係との連携の機会が圧倒的に多い。住居をなくした場合の更生保護施設の選択肢が少ないことも課題。
- （鍛冶委員）女性が入れる更生保護施設が少ない・ないことが多く課題である。女性受刑者は初犯の方が多く、初犯の方が家族など身元引受人とのつながりがある割合が比較的多いことも特徴かと思う。
- （岡崎委員）川崎ダルクでも3年前まで通所で依存症の女性支援を行っており、出所者の方もいた。通所中に暴力被害等がフラッシュバックし薬物使用などに走ってしまうこともあるなどケアが重要。ダルクでも全国的に女性支援は少ないため、支援につながりにくいことも課題。
- （竹内委員代理）女性への支援例は少ないが、その中でも女性は就職経験がないことが圧倒的に多い。女性の場合、傍に男性がいることが多く、就職に結びついても男性の影響で辞めてしまうというケースもある。
- （大津留委員）支援者へのアンケートや現場の感覚として、男子少年に比べて女子少年への処遇の方が難しい。女子少年は、加害性と被害性の両面を持っており、個別性が強く、個々のケースに入って支援を行う必要がある。困難さもあるが、個別支援の場合立ち直りも早いことが多く、女性は初犯の割合が多いという統計にも

つながるのではないか。そういう意味では希望もある。

「No2 出所者の就労状況に関する統計について」

- (竹内委員代理) 支援ケースについて最長3年間追跡調査しており、年間120件中12, 3人続いている。我々としてはかなり高い数値だと思う。神奈川県内の数値。
- (中原委員) 保護観察所で持っているのは、保護観察開始時の就労状況と終了時の就労状況についての統計になる。終了時の就労状況は示せるが、保護観察対象者だった方の今現在の就労状況を示すということは難しい。刑務所出所者の保護観察開始時はほとんどの方が無職であるため、開始時の統計は参考にならないと思う。
- (土野委員) 関係機関から情報提供を受け、対象者へ就職支援をしたいと思っているが、実際に相談に来所する方や継続的に来所する方が少ないこと、協力雇用主の求人が建設関係の職種が多く、本人の希望とのマッチングが難しいという課題がある。
- (弁護士会 野口委員) 執行猶予者など刑務所の受け皿に入らない方も再犯者には含まれると思うので、統計を取る際にはその数値も考慮した方が良いのでは。

(3) 各団体等における活動報告等 (公開)

NP0 法人神奈川県就労支援事業者機構竹内委員代理から資料に沿って説明。以下のとおり出席委員から質問あり。

- (大津留委員) 職場体験受入れ先には報酬を支払うのか。
→ (竹内委員代理) 無報酬というわけにもいかないため、機構の会費から出している。職場体験を受ける本人にも交通費程度のお金を渡している。
- (竹内委員代理) この先続けていくためにも、公的機関の協力を得たいところ。

(4) その他 (公開)

- (岡崎委員) 国立精神・神経医療研究センターが公開している依存症患者への就労支援ガイドブックは参考になるのではないか。第12回川崎アディクションフォーラムとTSネットワーク研修会・総会の開催について紹介をいただいた。
- (中原委員) 神奈川県更生保護協会、神奈川県保護司会連合会など県更生保護団体と横浜保護観察所が共同でかながわ更生保護ネットワークを立ち上げた。川崎自立会のHPとも連携しており、県内の更生保護関係の活動紹介をしているので御覧いただきたい。

以上